

移行後における入所判定について

◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）事業の運営を新たな主体に移行するに当たり、移行後における入所判定について意見を伺うもの

1 現状

- ・ 本市子どもの家等事業においては、条例上、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を利用対象としているが、その具体的な判定基準は設けていない。
- ・ 現在、利用申込の受付及び入所判定に関する事務は各運営委員会が行っており、本市から各運営委員会に対しては、保護者の就労等の状況や児童の状況、家庭環境など、各家庭が抱える様々な事情を十分に把握し、適切に入所判定をするよう指導しているところである。

【参考 1】放課後児童健全育成事業実施要綱

対象児童は、児童福祉法及び省令の基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。

なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。

- ・ しかしながら、実情としては、運営委員会によって判定の水準や考え方が異なっており、子どもの家等間の入所判定に不均衡が生じている。

【参考 2】入所判定が異なる事例

- ・ クラブの設ける厳しい判定基準に適わず入所できない事例
- ・ 保護者の就労等の有無にかかわらず、希望等により入所している事例

2 課題

移行後は、子どもの家等の利用を必要とする児童が確実に利用することができるよう、全ての子どもの家等で統一の公平・公正な入所判定を行う必要がある。

3 意見を伺う項目

○ 意見交換の視点

全ての子どもの家等で統一して設定する入所判定基準の内容について意見を伺いたい。

→**参考**放課後児童クラブ入所許可基準（先進事例）参照

【参考3】入所判定基準の統一による影響への対応

- ・ 入所判定基準を統一することで、従来利用していなかった入所対象者の利用の増加などの利用児童数の変動が見込まれる。
- ・ そのため、子どもの家等の利用を必要とするにも関わらず利用できない児童が発生することのないよう、今後とも利用児童数を適正に推計した上で、必要な施設整備及び指導員配置を行う。